

株式会社ディーエスピーリサーチを甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に同意します。

第1条 (適用)

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明（以下「証明」という）の業務に適用するものとします。

第2条 (本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条 (技術基準適合証明申込書)

- 1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条 (技術基準適合証明申込書類)

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条 (試験結果報告書)

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条 (審査)

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条 (秘密保持)

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。
- 2 乙は甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の記載内容を開示する必要が生じた場合には、甲は、乙に事前にその旨を通知し、必要最小限度の範囲内で総務省に開示することができるものとする。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条 (責任制限)

- 1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
- 4 **申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。ただし、申込設備が証明規則2条1項19号、2条1項19号の2、2条1項19号の3、2条1項19号の3の2及び2条1項19号の11の無線設備の場合に限る。**

第9条 (管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条 (協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲：	住所	〒	650-0047	兵庫県神戸市中央区港島南町 1-4-3
	会社名			株式会社ディーエスピーリサーチ 代表取締役 中西伸浩
乙：	住所	〒		
	申込者			会社名：
	[申込書にサインまたはご捺印を			氏名：
	された方]			肩書：
	日付			

